令和５年度 第３回　福井県医療審議会	資料４
令和６年３月２５日（月） １９時～	

災害拠点精神科病院の指定について

1. 指定の背景

- 東日本大震災（H23）および熊本地震（H28）において、被災した精神科病院から多数の患者搬送が行われたが、精神科病院からの患者の受け入れ等について災害拠点病院のみで対応が困難であったことが課題となった。
- また、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年7月31日付医政地発0731第1号）通知が発出され、災害拠点精神科病院の目標、求められる機能が示された。

・被災した際に、被害状況、診療継続可否等の情報をEMIS等を用いて都道府県災害対策本部へ共有すること
・災害時においても、医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神科医療を行うための診療機能を有すること
・災害時においても、精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難場所としての機能を有すること
・DPATの派遣機能を有すること
・被災しても、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含め、平時からの備えを行っていること

- こうした中で、国での議論を踏まえ、令和元年6月と12月に厚労省通知が発出され、災害拠点精神科病院の指定要件とともに、**都道府県に少なくとも1か所以上整備するよう**示された。
- 福井県においても、第7次福井県医療計画のなかで、災害拠点精神科病院を1か所以上指定することが明記されている。

2. 整備方針・指定要件

国の方針

（1）整備方針
災害拠点精神科病院については人口規模や地理的条件、都道府県における精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、都道府県ごとに必要な数を整備すること。（少なくとも各都道府県内に1カ所以上を整備すること。）

（2）指定要件 ※一部抜粋
<運営体制>
・24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
・災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点にもなること。
・災害派遣精神科医療チーム（DPAT）を保有し、その派遣体制があること。
<施設及び設備>
・病棟（病室、保護室等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室等）等精神科診療に必要な部門を設けること。
・診療機能を有する施設は耐震構造を有すること。
・災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。
・被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保しておくこと。
<その他>
・災害拠点精神科病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。

県の方針

（1）整備方針（案）
国の整備方針のとおりとし、県内に1か所以上整備する。

（2）指定要件
「福井県災害拠点精神科病院指定要綱」による。
※国指定基準に則り作成

なお、指定要綱にて、一定の要件を満たしている場合は、速やかに当該医療機関を災害拠点精神科病院として指定すると定めている。

3. 災害拠点精神科病院の指定

対象医療機関

公益財団法人　松原病院　災害拠点精神科病院の指定申請（R6.3.11）

要件を踏まえた具体的な検討

＜運営体制＞

	指定事項	適否	備考
1	24時間救急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること	○	精神科救急医療常時対応型
2	災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点にもなること	○	南病棟3階休床病室（42床）活用
3	「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの精神科医療の必要な患者の搬送先として患者を受け入れること	○	
4	災害派遣精神科医療チーム（DPAT）を保有し、その派遣体制があること	○	2チーム保有
5	災害発生時に他の精神科医療機関のDPATその他の医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること	○	南病床2階に確保
6	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（厚生労働省平成8年厚生労働省告示第90号）にて適合した精神科指定病院又は当該告示の基準を満たす精神科病院であること	○	
7	被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備されていること	○	
8	整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること	△	非常連絡訓練実施済 令和6年度実施予定
9	地域の精神科医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を実施すること	○	
10	災害時に地域の精神科医療機関への支援を行うための体制を整えていること	○	

3. 災害拠点精神科病院の指定

要件を踏まえた具体的な検討

＜施設及び設備＞

	指定事項	適否	備考
11	病棟（病室、保護室等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室等）等精神科診療に必要な部門を設けること	○	
12	診療機能を有する施設は耐震構造を有すること	○	1981年新耐震基準
13	災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと	○	非常用自家発電設備整備済（72時間分燃料備蓄済）
14	平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から必要な電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと	○	
15	適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること	○	地下水利用（非常用発電機から揚水ポンプへの給電可）
16	衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること	△	今後整備予定
17	広域災害・緊急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと	○	
18	被災地における自己完結型の医療に対応できる携行式の応急用医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有すること	○	

3. 災害拠点精神科病院の指定

要件を踏まえた具体的な検討

＜施設及び設備＞

	指定事項	適否	備考
19	トリアージ・タッグを有すること	○	
20	食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと	○	食料、飲料水、医薬品を各3日分備蓄
21	食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点精神科病院への対応が含まれている場合は除く）	△	今後締結予定
22	被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保しておくこと	○	
23	広域搬送が必要な精神疾患を有する患者のための一時的避難所を運営するに当たり、受け入れ想定患者数に見合った水、飲料水、医薬品等の備蓄を行うこと	○	

○：実施、整備済み
△：未実施、未整備（今後実施（整備）の予定）

県としての見解（案）

運営体制、施設及び整備に関する指定要件確認の結果、指定事項を概ね満たしており、未実施・未整備の項目についても整備の見通しがあることから、公益財団法人　松原病院を福井県災害拠点精神科病院として指定を行うこととしたい。